

# 法改正で iDeCo 加入者増加 更なる普及には拠出限度額の見直しがカギ

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2017年1月に iDeCo の加入対象者が拡大されたことに伴い加入者数が増加しており、2017年7月末時点で58万人（2016年12月末時点では31万人）となった
- 今後、仮に2017年1月から7月までのペースで加入率の上昇が続くとすれば、2025年度末の加入者数は400万人を超える
- 更なる普及に向けてはまず iDeCo の認知度を上げることが最重要課題である。その上で、現在最低で月額1.2万円とされている拠出限度額の引き上げや資格喪失年齢の引き上げ等も検討課題となる

## 1. iDeCo の加入範囲が拡大

2017年1月に確定拠出年金の個人型年金（iDeCo）の加入対象者が拡大されたことに伴い、加入者数が増加している。

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに将来の年金給付額が決定される年金制度である。掛金を企業が拠出する<sup>1</sup>「企業型年金」と、加入者自身が拠出する「個人型年金」がある。それぞれの制度の概要は図表1の通りである。

個人型年金は2002年1月に開始されたが、加入対象者は①国民年金第1号被保険者<sup>2</sup>（自営業者等）と、②同第2号被保険者（会社員、公務員等）のうち企業年金<sup>3</sup>のない企業の従業員に限定されていた。2017年1月の制度改正により、企業年金のある企業の従業員、公務員等、国民年金第3号被保険者（専業主婦等）も個人型年金に加入することができるようになり、一部を除き基本的には現役世代の全員が個人型年金に加入可能となった。なお、個人型年金の加入対象者の拡大に先駆けて、2016年9月にはその愛称が「iDeCo」（イデコ）と決定された<sup>4</sup>。

個人型年金（以下、iDeCo）の加入対象者が拡大されたのは、ライフコースの多様化が進むなか、個人の就労形態や離転職に左右されない継続的な老後への自助努力を支援するためである。

## 2. iDeCo の加入者数の推移

iDeCo の加入者数をみると、2016年12月末時点では31万人であったが、2017年1月の加入対象者の拡大に伴い加入者数が増加しており、2017年7月末時点で58万人となった（図表2）。

7月末時点の加入者数の内訳をみると、第1号加入者（自営業者等）は10万人、第2号加入者（うち会社員）は38万人、第2号加入者（うち公務員等）は9万人、第3号加入者（専業主婦等）は1万人であり、会社員と公務員の加入増加が顕著である（図表2）。

図表 1 確定拠出年金の概要

	企業型年金	個人型年金 (iDeCo)
加入対象者	制度導入企業の従業員	1. 国民年金第1号被保険者【第1号加入者】 自営業者等(国民年金保険料の免除者等を除く) 2. 国民年金第2号被保険者【第2号加入者】 厚生年金被保険者(企業型年金加入者は、規約でiDeCoへの加入が認められている場合のみ) 3. 国民年金第3号被保険者【第3号加入者】 専業主婦(夫)等
資格喪失年齢	60～65歳	60歳
拠出限度額 (月額)	1. 確定給付型の年金なし:55,000円 ※ iDeCo加入可能な場合:35,000円 2. 確定給付型の年金を実施:27,500円 ※ iDeCo加入可能な場合:15,500円 (※規約でiDeCoの加入を認める場合)	1. 第1号加入者:68,000円 (国民年金基金の限度額と枠を共有) 2. 第2号加入者のうち [1] 確定給付型の年金を実施:12,000円 [2] 企業型年金のみを実施:20,000円 [3] 企業型年金や確定給付型の年金なし:23,000円 [4] 公務員等:12,000円 3. 第3号加入者:23,000円
運用	3つ以上の運用商品(預貯金、投資信託、保険商品等)の中から、加入者が運用指図を行う	
給付	老齢給付金:通算加入者等期間により60歳から65歳までに受給開始可能 遅くとも70歳までに受給開始(一時金も可) 障害給付金:障害認定日から70歳までに受給開始(一時金も可) 死亡一時金:遺族が受給	
税制	拠出時:非課税(事業主拠出は損金算入、加入者拠出は所得控除) 運用時:特別法人税課税(2019年度末まで課税凍結中) 給付時:老齢給付金…年金は公的年金等控除の対象 一時金は退職所得控除の対象 障害給付金…非課税 死亡一時金…法定相続人1人500万円まで非課税	

(注) 1. 企業型年金は、規約により 60 歳以上 65 歳以下の年齢を資格喪失年齢とすることができる。ただし、60 歳以降に加入できるのは 60 歳になる前から雇用されていた従業員に限る。  
 2. 確定給付型の年金は、厚生年金基金、確定給付企業年金等を指す。  
 3. 一定の要件を満たした場合には脱退一時金として受給することができる。

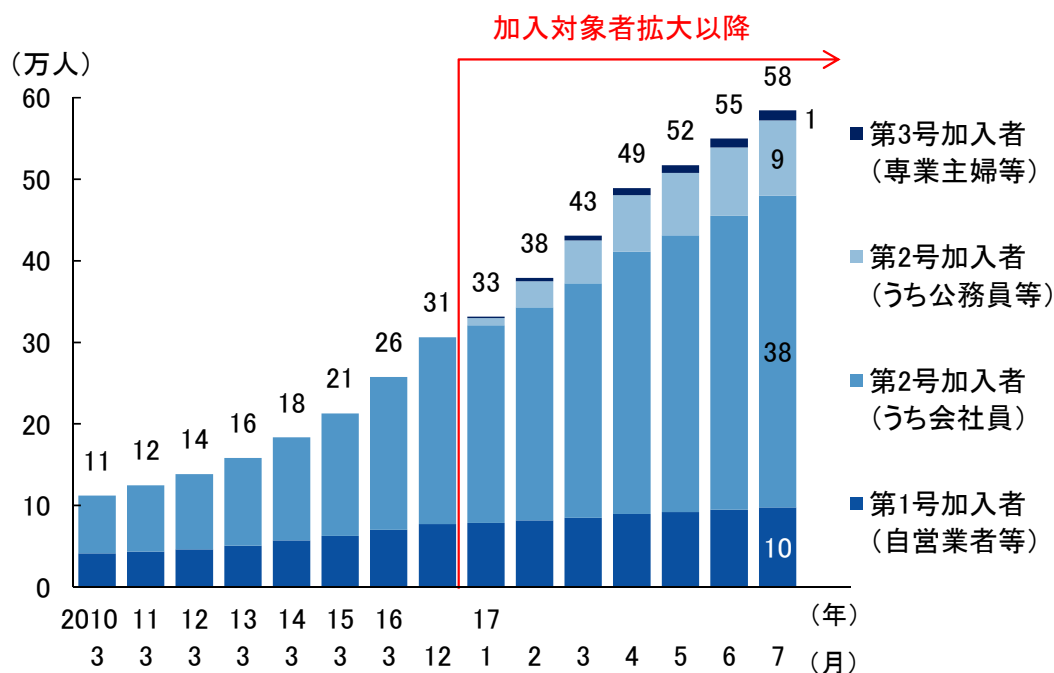
(資料) 厚生労働省資料等より、みずほ総合研究所作成

また、iDeCoの加入者が国民年金被保険者（改正前はiDeCoに加入できない企業年金のある会社員、公務員、専業主婦等を除く国民年金被保険者）に占める割合（以下、加入率）をみると（図表3）、改正前の2016年12月末時点では0.8%であったが、改正後の2017年7月末時点では0.9%とやや上昇している。

属性別にみると、第1号加入者（自営業者等）については、2016年12月末時点で0.5%だったが、2017年7月末時点では0.6%とわずかに上昇している。第2号加入者のうち会社員については、改正により加入対象者が拡大したことから加入者数は大きく増加したが、加入率でみると1.0%で変化していない。公務員等については最も加入率が高く、2017年7月末時点で2.1%となっている。

なお、第3号加入者（専業主婦等）の加入率は0.1%にとどまっている。第3号加入者については、所得が年130万円未満であることから掛金の拠出が困難であること、また、掛金を拠出してもiDeCoのメリットのひとつである拠出時の掛金の所得控除の効果が低いことが加入率が低い要因であるとみられる<sup>5</sup>。

図表2 iDeCo 加入者数の推移



(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表3 iDeCo の加入率

	全体	第1号加入者 (自営業者等)	第2号加入者 (うち会社員)	第2号加入者 (うち公務員等)	第3号加入者 (専業主婦等)
2016年12月末	0.8%	0.5%	1.0%	—	—
2017年7月末	0.9%	0.6%	1.0%	2.1%	0.1%

(注) 国民年金被保険者（2017年3月末推計）に占める加入者の割合。2016年12月末の第2号加入者（うち会社員）は企業年金のない企業の従業員のみ（概算）を対象とした加入率。

(資料) 厚生労働省資料等より、みずほ総合研究所作成

### 3. 今後の iDeCo 加入者数の見通し

それでは、今後の加入者数はどこまで増加するであろうか。ここでは試みとして、2017年1月から7月末までの加入率の上昇ペースがそのまま継続した場合の将来の加入者数を算出してみた。なお、国民年金の被保険者数は、厚生労働省の2014年財政検証結果の被保険者数と2015年度の実績から今後の被保険者数を推計した。この場合、2025年度末にはiDeCo加入者数が約440万人になり、加入率は7%まで上昇する（図表4）。

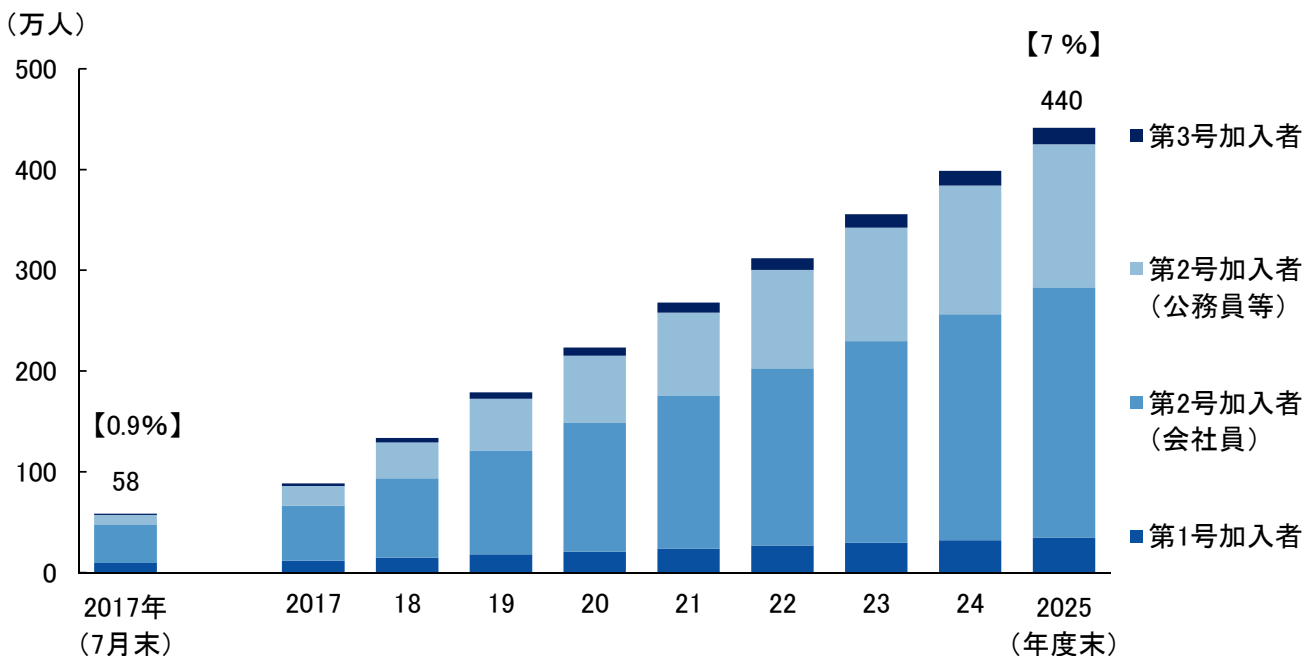
一方、iDeCoの今後の普及状況を考えるにあたっては、国民年金基金の加入状況も参考になる。国民年金基金は、国民年金第1号被保険者（自営業者等）が加入できる制度である<sup>6</sup>。国民年金基金の掛金の上限は月額6.8万円であるが、iDeCoにも加入している場合はその掛金と合わせて月額6.8万円が上限となる。掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定する点がiDeCoとは異なる<sup>7</sup>。

国民年金基金の2015年度末時点の加入者数は43万人であり、国民年金第1号被保険者に占める加入者の割合は2.6%である（図表5）。1991年に国民年金基金が開始されてから数年間は加入者数の増加が著しかったが、その後は安定した増加となった。しかし、2004年以降は減少が続いており、加入率は最も高かった1996年の3.7%から概ね低下を続けている（図表5）。

仮に、2025年度末のiDeCoの加入率が国民年金基金の直近の加入率2.6%と同じとすると加入者数は約165万人、最も高かった1996年の加入率3.7%と同じとすると加入者数は約235万人となる。

国民年金基金は、前述の通り、加入対象者が国民年金第1号被保険者（自営業者等）のみであるが、第1号被保険者の平均所得は159万円である。国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等）の平均所得

図表4 iDeCo 加入者数の見通し



(注) 1. 2017年7月末は実績。それ以降は見通し。【 】内は国民年金被保険者に占める加入者数の割合。  
 2. 2014年財政検証結果の被保険者数の見通しと2015年度の実績から被保険者数を推計。  
 3. 2017年1月から2017年7月までのiDeCo加入率(iDeCo加入者数/対象者数)の伸びが今後も続くと仮定して、それぞれの加入者数を算出。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

は426万円と第1号被保険者より高い<sup>8</sup>。所得が高い方が貯蓄率が高い傾向があることや、現時点のiDeCo加入率についても、第2号被保険者の方が第1号被保険者より高いことから考えると、将来のiDeCo加入率は、国民年金基金の加入率より高くなる可能性は十分にあると考えられる。

#### 4. iDeCoの更なる普及に向けて

iDeCoについては、昨年の愛称やロゴマークの決定に続きテレビCMの放映など様々な形の広報活動が進んでいることから、その名称は徐々に知られつつある。ただし、制度の内容までよく知っているという人は少なく、今後のiDeCo普及拡大には更に認知度を上げていくことが最重要課題である。

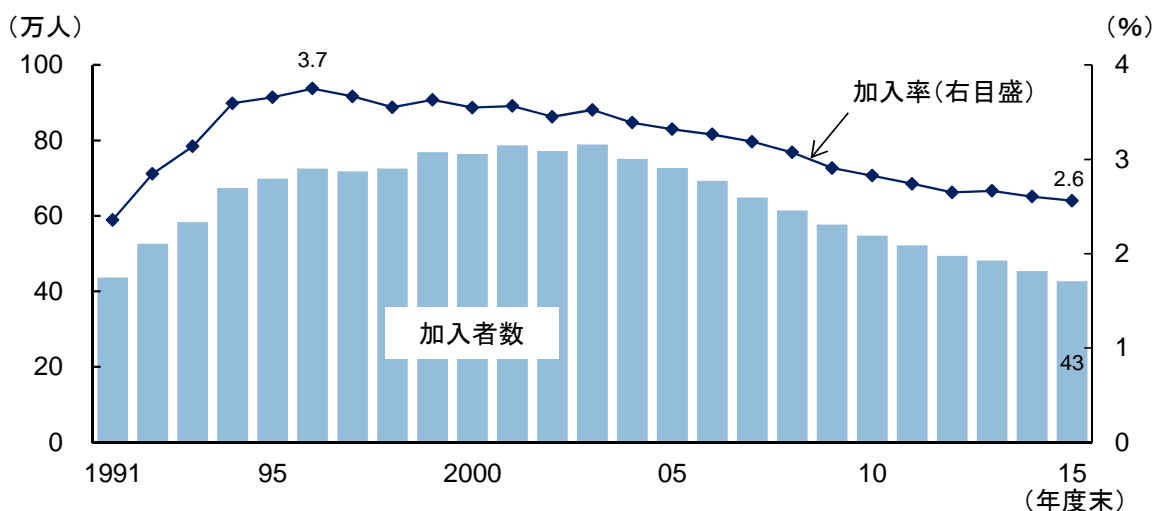
その上で、iDeCoの加入者を増加させるためには以下の取り組みが必要であろう。

まず、会社員の拠出限度額の見直しが必要である。現在の拠出限度額は最低の場合月額1.2万円(2018年1月以降は拠出限度額が年単位となり年額14.4万円)である。40歳代、50歳代から拠出を開始した場合には、拠出期間が短いため年14.4万円の拠出では老後に向けた資産形成の役割としては力不足である。また、拠出時は掛金が所得控除されるが、年14.4万円の掛金拠出で所得税率5%<sup>9</sup>であれば住民税10%と合わせた税負担軽減効果は年21,600円である。掛金の拠出段階としての税制メリットを十分に実感できる金額とは言い難い。拠出限度額の拡大とともに、現在60歳とされている加入者の資格喪失年齢の引き上げも検討すべきであろう。

また、会社員は企業年金の加入状況により拠出限度額が異なる。このことがiDeCoの加入手続きの際に、加入者本人で手続きが完了しない理由である。すなわち、iDeCoの加入の申請に当たっては、加入の資格要件に関する事業主の証明が必要とされており<sup>10</sup>、この点がiDeCoの加入希望者に手続きを面倒だと認識させる一因にもなっている。

会社員で最も拠出限度額が高い場合は月額2.3万円(年額27.6万円)である。企業年金の加入の有無によりiDeCoの拠出限度額に差を設けることには一定の意味はあるものの、会社員については企業年金の加入状況にかかわらず全て拠出限度額を統一すれば、事業主の証明が不要になり、加入申し込み手続きを本人のみで完了させることが可能になる。

図表5 国民年金基金の加入者数の推移



(注) 加入率は、国民年金第1号被保険者数に占める加入者数の割合。

(資料) 国民年金基金連合会資料より、みずほ総合研究所作成

また、運用に関する問題も加入に影響するとみられる。確定拠出年金の運用は、提示された運用商品（預貯金、投資信託、保険商品等）の中から加入者自身が選択して行う。運用に関する問題としては、運用商品の選択が難しいと考える加入者が多いこと等が挙げられている<sup>11</sup>。提供される運用商品が多いと加入者が選択しにくいことから、2016年6月公布の確定拠出年金法の改正法により商品提供数に一定の制限を設けることで運用商品の厳選を促すこととされており、今後、政令により上限数が定められる<sup>12</sup>。加入者が選択しやすい程度の運用商品数を提供するとともに、運用商品概要に関して分かり易い情報を提供することが必要であろう。

なお、運用時の特別法人税の撤廃も求められる。確定拠出年金等の積立金に課税される特別法人税1.173%は2019年3月までは課税凍結中であるが、将来、課税されることになればiDeCoの魅力が減退する。

わが国の公的年金は、厚生年金の支給開始年齢が引き上げ中であるほか、給付水準も抑制中<sup>13</sup>である。こうしたなかで老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、iDeCoの普及・拡大に向けた更なる改革の検討を期待したい。

---

<sup>1</sup> 企業型年金では、規約に定めることにより、事業主が拠出する掛金に上乗せして加入者が自ら掛金を拠出することが認められている。

<sup>2</sup> 国民年金保険料の未納者や免除者等を除く。

<sup>3</sup> 厚生年金基金、確定給付企業年金等の確定給付型の年金、確定拠出年金の企業型年金。

<sup>4</sup> iDeCoは、個人型確定拠出年金の英語表記である individual-type Defined Contribution pension plan の単語の一部から構成されている。

<sup>5</sup> 拠出時の掛金は、小規模企業共済等掛金控除対象となり全額所得控除されるが、掛金を支払う本人分のみが控除の対象となる。

<sup>6</sup> 国民年金基金は国民年金第1号被保険者の老後の所得保障の充実を図ることを目的とした任意加入の制度である。第1号被保険者のうち、国民年金保険料の免除者、農業者年金の被保険者を除く者が加入できる。ただし、付加年金の保険料納付者は加入できない。国民年金基金は、①都道府県ごとに都道府県内に住所を有する1,000人以上の加入者で組織されている地域型と、②同種の事業または業務に従事する3,000人以上の加入者で組織されている職能型がある。

<sup>7</sup> 加入時の年齢、性別、給付の型（終身年金か確定年金か、保証期間の有無等）により掛金が異なる。

<sup>8</sup> 国民年金第1号被保険者、同第2号被保険者の平均所得は、厚生労働省「公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について」（2010年調査）によるもの。年金の加入状況は2010年11月末におけるものであり、年収は2009年の金額である。

<sup>9</sup> 財務省によると、2012年時点で所得税の限界税率が5%の納税者は全体の6割を超える。

<sup>10</sup> 加入希望者は事業主に「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」の交付を依頼し、事業主はこれに所定事項を記入し加入希望者に交付、加入希望者は加入申し込みをする金融機関等に提出する。この情報を基に、国民年金基金連合会は年1回事業主に加入者の加入資格を確認する。

<sup>11</sup> 第13回 社会保障審議会企業年金部会（2014年12月15日）資料による。

<sup>12</sup> 「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書」（2017年6月6日）では上限を35本とすることが適当であるとされている。

<sup>13</sup> 年金財政の均衡を図ることができると見込まれるまで、保険料等の収入の範囲内で給付を行うことができるように、現役世代の人数の変化と平均余命の伸びを勘案した一定率により給付水準を抑制する仕組み（マクロ経済スライド）が導入されている。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。